

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目9番5号  
株式会社フルキャストホールディングス  
代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月23日（木曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金曜日） 午前10時  
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号  
ホテルJALシティ田町 B1階 鳳凰
3. 株主総会の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第24期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに計算書類報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告  
の件  
決 議 事 項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬  
型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件  
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
4. その他の招集の決定事項  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fullcastholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(自平成28年1月1日  
至平成28年12月31日)

## I. 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資の持ち直しの動きに足踏みが見られるなど、一部に改善の遅れがみられたものの、個人消費が総じてみれば底堅く推移すると共に、政府の経済政策及び金融政策によって企業収益や雇用情勢の改善傾向が続き、緩やかな回復基調が続きました。景気の先行きに関しましては、引き続き雇用及び所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに改善していくことが期待されますが、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れや、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まり及び金融資本市場の変動の影響等が引き続き景気を下押しするリスクになっていること等から、依然として不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境においては、有効求人倍率が改善を続け、平成28年12月に、平成3年7月以来25年5か月振りの高水準となり、新規求人数が増加傾向にあること、加えて、完全失業率が緩やかな改善傾向を辿ったこと等、雇用情勢は着実に改善しております。先行きに関しましては、企業の雇用人員判断は、不足感が強まっており、企業が前向きな雇用スタンスを維持していること等から、人材不足感がさらに拡大し、雇用情勢は引き続き改善していくことが見込まれております。

このような環境のもと、当社グループは、当連結会計年度において、「主力サービスの伸張と生産性の向上による増益の実現」を目標としたグループ経営を行い、特に主力サービスである「アルバイト紹介（以下、「紹介」と言います。）」及び「アルバイト給与管理代行及びマイナンバー管理代行（以下、「代行」と言います。）」を中心にフルキャストグループ全体の収益を伸張させることを主眼とした営業活動を行ってまいりました。加えて、グループ全体の業務効率化を推し進め、生産性を高めることにより、増益を実現するための体制作りに取り組んでまいりました。

連結売上高は、短期業務支援事業における主力サービスである「紹介」及び「代行」を伸張させたことに加えて、「派遣」及び「請負」を伸張させたことを主因として25,340百万円（前期比12.0%増）となりました。

利益面では、主に短期業務支援事業における増収効果と共に、生産性向上に対する取り組みにより、販管費率を抑制できたことにより、連結営業利益は2,882百万円（前期比25.5%増）となりました。

連結経常利益は、持分法による投資利益を計上したことにより3,001百万円（前期比38.4%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、連結納税を導入し税負担を低下させた効果及び税効果区分の変更により、主として退職給付債務に係る繰延税金資産を計上した結果、法人税、住民税及び事業税が減少し2,529百万円（前期比43.3%増）となりました。

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付けております。「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るROEを実現することであるという考えのもと、ROEを「企業価値向上」を示す目標指標とし、資本効率を重視した経営の実践に取り組んでおります。なお、当社グループは、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた親会社株主に帰属する当期純利益を基に算定したROE（以下、「調整後ROE」と言います。）20%以上を目標指標としております。

当連結会計年度末時点におけるROEは30.2%でありましたが、調整後ROEは30.9%となり、前連結会計年度末時点の20.9%に比べ10.0ポイント改善いたしました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業基準第21号平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

また、当社グループは平成28年8月10日付で株式会社ディメンションポケッツの株式を取得し、連結子会社としておりますが、連結子会社のうち株式会社ディメンションポケッツの決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 事業別の状況

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、第3四半期連結会計期間において株式会社ディメンションポケッツの株式を取得し、新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来の「警備事業」を「警備・その他事業」にセグメント名称を変更しております。

### [短期業務支援事業]

短期業務支援事業の売上高は、取引顧客数の拡大に注力し、短期業務支援事業における全サービスが順調に伸張したことにより23,225百万円（前期比12.6%増）となりました。サービス区分別では、取引顧客数の拡大に注力したことで、主力サービスである「紹介」及び「代行」が伸張し、且つ、「マイナンバー管理代行」サービスの開始が「代行」の伸張に寄与いたしました。また、短期的なセールスプロモーション業務及び店舗棚卸し業務等を「請負」で受注したことで「請負」が伸張し、加えて、顧客企業の長期人材ニーズに応えたことで「派遣」が伸張いたしました。

利益面では、主力サービス及び「派遣」、「請負」の伸張による増収効果と共に、アルバイトの積極登用や日常業務の見直し等による生産性向上に対する取り組みにより、販管費率を抑制したことから、セグメント利益（営業利益）は3,478百万円（前期比23.4%増）となりました。

### [警備・その他事業]

警備・その他事業の売上高は、期を通じて、臨時警備案件の獲得数を増加させたことを主因として2,116百万円（前期比6.0%増）となりました。

利益面では、第3四半期連結会計期間において株式会社ディメンションポケット株式取得に伴うのれん（14百万円）の一括償却を行ったものの、増収効果が上回り、セグメント利益（営業利益）は108百万円（前期比40.5%増）の増益となりました。

## 事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日		当連結会計年度 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
短期業務支援事業	20,623	91.2%	23,225	91.7%
警備・その他事業	1,996	8.8%	2,116	8.3%
合 計	22,618	100.0%	25,340	100.0%

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は502百万円であり、その主な内訳は、サーバー及びシステム機器等購入に伴う有形固定資産の取得で21百万円、営業拠点の新規出店・移転に伴う有形固定資産の取得で55百万円、警備・その他事業におけるホテル・レストラン事業の事業拡大を目的とした有形固定資産の取得で262百万円、社内利用目的の各種ソフトウェア等購入に伴う無形固定資産の取得で164百万円であります。

- (3) 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
  - ①他の会社の株式その他の持分の状況  
該当事項はありません。
  - ②新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## 2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第21期 平成25年12月期	第22期 平成26年12月期	第23期 平成27年12月期	第24期 平成28年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	17,462	20,175	22,618	25,340
営 業 利 益	338	1,613	2,297	2,882
経 常 利 益	578	1,647	2,168	3,001
親会社株主に帰属 する当期純利益	480	1,336	1,765	2,529
1 株 当 たり 当期純利益(円)	12.48	34.70	45.85	65.92
総 資 産	8,605	10,551	11,622	13,272
純 資 産	5,884	6,678	7,530	9,272
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	152.88	173.51	195.65	239.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としてしております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第21期 平成25年12月期	第22期 平成26年12月期	第23期 平成27年12月期	第24期 平成28年12月期 (当事業年度)
営 業 収 益	3,253	2,281	3,486	4,264
営 業 利 益	1,374	413	1,599	2,281
経 常 利 益	1,375	410	1,593	2,320
当 期 純 利 益	1,350	489	1,831	2,567
1 株 当 たり 当期純利益(円)	35.09	12.70	47.57	66.92
総 資 産	5,124	5,675	6,589	8,353
純 資 産	3,900	3,849	4,757	6,460
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	101.33	100.01	123.60	168.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社フルキャスト	80	100.00%	短期系人材サービス
株式会社トップスポット	80	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストアドバンス	50	100.00	イベント系人材サービス、警備業務
株式会社おてつだいネットワークス	50	100.00	短期系人材サービス
株式会社ワークアンドスマイル	80	100.00	短期系人材サービス
株式会社ディメンションポケットツ	136	67.00	ホテル・レストラン経営、開発販売等
株式会社フルキャストシニアワークス	80	100.00	短期系人材サービス

- (注) 1. 平成28年2月2日に短期業務支援事業を営む株式会社ワークアンドスマイルを設立し、連結子会社としております。
2. 平成28年8月10日に株式会社ディメンションポケットツの株式を取得し、連結子会社としております。
3. 平成28年11月1日に短期業務支援事業を営む株式会社フルキャストシニアワークスを設立し、連結子会社としております。

#### (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 企業結合の成果

当連結会計年度末における連結子会社は8社であり、持分法適用関連会社は2社であります。当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高25,340百万円、連結営業利益2,882百万円、連結経常利益3,001百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,529百万円となりました。

#### (5) その他

平成29年1月26日付で持分法適用関連会社（平成28年12月31日現在、議決権所有割合：23.8%）である株式会社エフプレインの株式を取得したことにより連結子会社（議決権所有割合：78.2%）としております。

併せて、同社の100%子会社である株式会社エムズラインも連結子会社としております。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは「持続的な企業価値の向上」を実現するために、平成28年12月期を初年度とする「中期経営計画」を策定し、その実現に取り組んでおります。計画2年目である平成29年12月期は、「グループ総合力の展開と生産性向上による増益の実現」を主たる経営課題とし、その実現に取り組んでまいります。

##### (1) 持続的な企業価値の向上

当社グループは、1- (1) 事業の経過及び成果 に記載したとおり、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付け、当社グループの主力事業である短期業務支援事業における「紹介」及び「代行」サービスの更なる収益拡大を実現すると共に、株主還元を継続して行うことで適正な株主資本の額を維持し、資本効率性を重視した経営の実践に取り組んでまいります。

また、引き続きコンプライアンス最優先の経営を推進し、その維持・向上に努めると共に、全てのステークホルダーからの信頼構築を最優先事項として事業に取り組んでまいります。

##### (2) 「中期経営計画(平成28年～平成32年)」の実現

当社グループは、平成28年12月期を初年度とする5か年計画である「中期経営計画(平成28年～平成32年)」に基づき、「中期経営計画の最終年度で、過去最高益の更新を目指す。」を目標に、その実現に取り組んでおります。

計画初年度である平成28年12月期は、「派遣」「請負」を指向する顧客要望に応えた結果、稼働者数は目標を下回る実績となりましたが、スタッフ1名あたりの就業回数が増加したことにより、連結売上高及び連結営業利益は計画を達成し、中期経営計画の初年度の目標を達成いたしました。引き続き、中期経営計画最終年度の目標の達成に向けて取り組んでまいります。

なお、平成29年12月期の計画値は見直したものの、現時点では、中期経営計画最終年度となる平成32年12月期の目標を達成するための前提条件に変更がないことから、各年度の計画値は据え置くことといたします。

中期経営計画 初年度の実績

項目		平成28年12月期 目標	平成28年12月期 実績	達成率
売上高	連結	246億円	253億円	102.8%
	I. 短期業務支援事業	225億円	232億円	103.0%
	紹介	42億円	138億円	90.7%
	代行	25億円	24億円	94.5%
	派遣	131億円	139億円	105.8%
	請負	27億円	32億円	116.7%
	II. 警備事業	21億円	21億円	100.0%
	III. 新規&グローバル事業	-	0億円	-
目標	営業利益	26億円	29億円	109.6%
	稼働者数	191,900人	187,922人	97.9%
	人件費1円あたり売上総利益	2.4円	2.5円	104.4%

- (注) 1. 「警備・その他事業」の売上高の内、株式会社ディメンションポケットに係る売上高は、「新規&グローバル事業」に計上しております。  
 2. 中期経営計画上の稼働者数目標は、株式会社フルキャスト及び株式会社トップスポットの「代行」を除くサービスに就業したユニーク人数です。  
 3. 各サービス区分別売上高の数値は参考数値であり、監査法人の監査を受けておりません。

(ご参考)

「中期経営計画(平成28年～平成32年)」の概要は次の通りです。

① 対象期間

平成28年12月期を初年度とする5か年(平成28年12月期～平成32年12月期)

② 経営理念及び目標

経営理念：「すべての人をいちばん輝ける場所へ」

目標：「中期経営計画の最終年度で、過去最高益の更新を目指す。」

③ 数値目標

	平成27年12月期 実績	平成32年12月期 目標	増減率
営業利益	23億円	50億円	116%
稼働者数	165,304人	257,400人	56%
人件費1円あたり売上総利益	2.4円	2.8円	20%

④ 中期経営計画最終年度に向けた戦略

(短期業務支援事業)

「コンプライアンスを遵守しながら、当社シェアを拡大する。」

- ・スタッフの採用力強化
- ・顧客との営業接点・組織力強化
- ・システム自動化によるマッチング効率化

(警備事業)

「業務提携と短期の臨時案件を積極的に受注し売上の拡大を目指す。」

- ・オリンピック特需の獲得
- ・業務提携で営業機会の拡大
- ・グループ力を活かし採用強化

(新規事業及びグローバル事業)

「顧客・スタッフとの接点を活かし、新規ビジネスを創出する」

「まずは、グローバル人材の積極的な受け入れをはじめ、グローバル進出の足掛かりへ」

⑤ 主要な経営指標

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標 : ROE20%以上維持

「株主還元」に係る指標 : 総還元性向50%

「資本政策の基本方針」を支える指標 : デッドエクイティ  
レシオ0.5倍以下

以上の指標を達成することにより、「持続的な企業価値向上」を実現する。

※ 当社では、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた親会社株主に帰属する当期純利益を「調整後当期純利益」とし、「総還元性向」及び「ROE」算出の基礎として使用しております。

(3) 平成29年12月期目標

当社グループは、「グループ総合力の展開と生産性向上による増益の実現」を平成29年12月期の目標とし、主力サービスである「紹介」及び「代行」を中心にグループ全体の収益を伸張させ、増収を果たすと共に、グループ全体の業務効率化を推し進め、生産性を高めることで、増益を実現するため、平成29年12月期は以下の施策に取り組んでまいります。

① 「グループシナジーの強化による生産性向上」

- ・スタッフの多様な働き方のニーズに応えるため、事業会社間でのスタッフの同時登録及び求人情報の共有化の仕組みを整備し、運用する。
- ・営業活動における事業会社間の連携を強化し、顧客企業のニーズにグループ全体で応える体制を構築する。
- ・スタッフ及び顧客企業の両面において、グループ全体で対応することで業務効率化を図り、生産性を向上させる。

- ② 「新ブランド展開及び新サービスを開始することによる事業の拡充」
- ・従来のフルキャストブランドとは異なるブランドとして新会社を展開することで新たなスタッフ及び顧客企業を取り込める効果を生かし、スタッフ採用及び営業活動におけるグループシナジーの更なる強化を図る。
  - ・短期業務支援事業を行う新会社株式会社ワークアンドスマイルの拠点網を関西エリアに拡大する。
  - ・新会社株式会社フルキャストシニアワークスの営業を平成29年3月1日より開始し、シニア層に特化した新たな人材サービスを展開することで、短期業務支援事業の拡充を図る。
  - ・連結子会社化した株式会社エフブレインと当社グループ間における経営資源の相互活用を追求する。
- ③ 「BPO事業の拡充」
- ・「マイナンバー管理代行」サービスをブラッシュアップし、顧客企業にとって付加価値の高いサービスメニューを提供する。
  - ・平成28年10月から開始した「年末調整事務代行」サービスを拡販し、収益化を図る。
  - ・「従業員ペイロール」サービス等、顧客企業のニーズに合った新たなBPOサービスを開始し、BPO事業の拡充を図る。

## 5. 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業区分	主なサービス	主なサービス概要
短期業務支援事業	紹介	30日以内の短期的な人材ニーズに対応するアルバイトの紹介サービス
	代行	短期的なアルバイトの給与管理業務代行サービス、マイナンバー管理代行サービス及び年末調整代行サービス
	派遣	31日以上派遣サービス
	請負	主に短期的な軽作業の請負サービス
警備・その他事業	警備業務	常駐及び臨時警備サービス
	その他	ホテル・レストラン経営、開発販売等

## 6. 主要な拠点等（平成28年12月31日現在）

（当社）

本 社 東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号

（重要な子会社）

会 社 名	本社	営業の拠点
株式会社フルキャスト	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国82拠点
株式会社トップスポット	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国12拠点
株式会社フルキャストアドバンス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国21拠点
株式会社おてつだいネットワークス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 1拠点
株式会社ワークアンドスマイル	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2拠点
株式会社ディメンションポケット	沖縄県国頭郡今帰仁村字古宇利 2427 番地 9	全国 3拠点
株式会社フルキャストシニアワークス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 1拠点

## 7. 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

### （1）企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数
短期業務支援事業	351名〔443名〕
警備・その他事業	42名〔26名〕
全社（共通）	111名〔173名〕
合 計	504名〔642名〕

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### （2）当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名〔157名〕	8名増〔35名増〕	36.0歳	8年4ヶ月

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員が当事業年度において35名増加した主な要因は、アルバイト給与管理代行のオペレーション体制の強化を目的としたアルバイト採用が増加した影響によるものです。

8. 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	449
株式会社三井住友銀行	189
株式会社横浜銀行	182
三井住友信託銀行株式会社	180

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の状況

### 1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 38,486,400株(自己株式148,500株を含む)  
(3) 株主数 6,077名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
株 式 会 社 ヒ ラ ノ ・ ア ソ シ エ イ ツ	12,831,300	33.5
株 式 会 社 光 通 信	4,850,600	12.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,747,100	12.4
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	667,900	1.7
有 限 会 社 テ ン ・ ア ソ シ エ イ ツ	600,000	1.6
有 限 会 社 ダ イ キ ・ ア ソ シ エ イ ツ	600,000	1.6
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	525,645	1.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	509,400	1.3
有 限 会 社 ア ナ ン ・ ア ソ シ エ イ ツ	463,300	1.2
THE BANK OF NEW YORK 133522	415,800	1.1

(注) 持株比率は、自己株式(148,500株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とし、また当社の利益還元に係る目標指標である、調整後当期純利益(※)に対する総還元性向 50%以上の株主還元を実施し、株主の皆様への利益還元の充実を図ると共に、資本効率を向上させるため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、平成28年2月12日の当社取締役会決議に基づき、平成28年2月25日から平成28年3月2日の間、市場取引により、148,500株(発行済株式総数に対する割合 0.39%)の自己株式を総額99,957,100円で取得いたしました。

※ 当社では、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた親会社株主に帰属する当期純利益を「調整後当期純利益」とし、総還元性向算出の基礎として使用しております。

## 2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	平野 岳 史	株式会社エフブレイン代表取締役社長
代表取締役社長CEO	坂 卷 一 樹	株式会社フルキャスト代表取締役社長
取締役	石 川 敬 啓	株式会社ビート代表取締役会長 株式会社ビートテック代表取締役社長 株式会社スタートライン取締役
取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	税理士 佐々木税務会計事務所
取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	弁護士 桜田通り総合法律事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社取締役(監査等委員) 株式会社セレス監査役 株式会社Aiming監査役
取締役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	公認会計士 清和監査法人代表社員 株式会社エフブレイン社外監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役安永雄彦氏及び取締役鎌田和彦氏は、平成28年3月25日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任致しました。
2. 監査役岡芹健夫氏及び監査役坂倉裕司氏は、平成28年3月25日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社への移行に伴い退任いたしました。
3. 取締役(監査等委員)佐々木孝二氏、上杉昌隆氏及び戸谷英之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤者を置くことにより高度な情報収集力に基づき質の高い情報収集が可能となるため、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役(監査等委員)佐々木孝二氏は、税理士の資格を、取締役(監査等委員)戸谷英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役(監査等委員)佐々木孝二氏、上杉昌隆氏及び戸谷英之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
7. 株式会社フルキャストは、当社の連結子会社であります。
8. 株式会社エフブレインは、当社の持分法適用関連会社であります。
9. 株式会社ビートは、当社の持分法適用関連会社であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支払総額
取締役（監査等委員を除く）	5名	70百万円
取締役（監査等委員）	3名	11百万円
監査役	3名	4百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額200百万円であります。（平成28年3月25日付株主総会決議）
2. 取締役（監査等委員）報酬限度額は年額50百万円であります。（平成28年3月25日付株主総会決議）
3. 監査役報酬限度額は年額50百万円であります。（平成11年4月14日付株主総会決議）

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社外取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	佐々木税務会計事務所
社外取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	桜田通り総合法律事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社取締役(監査等委員) 株式会社セレス監査役 株式会社Aiming監査役
社外取締役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	清和監査法人代表社員 株式会社エフブレイン社外監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役

- (注) 戸谷英之氏の兼職先である株式会社エフブレインは、当社の持分法適用関連会社であります。その他の当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

## ②主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	取締役会では、主に税務の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外監査等委員として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 加えて、監査等委員会では、常勤監査等委員として、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 【当期開催の取締役会出席率】 12/12回 (出席率100%) 【当期開催の監査役会出席率】 1 / 1 回 (出席率100%) 【当期開催の監査等委員会出席率】 5 / 5 回 (出席率100%)
社外取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	取締役会では、主に法律の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、監査等委員である社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 加えて、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 【当期開催の取締役会出席率】 9 / 10回 (出席率90%) 【当期開催の監査等委員会出席率】 5 / 5 回 (出席率100%)
社外取締役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	取締役会では、主に会計の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、監査等委員である社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 加えて、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 【当期開催の取締役会出席率】 10/10回 (出席率100%) 【当期開催の監査等委員会出席率】 5 / 5 回 (出席率100%)

(注) 社外取締役(監査等委員)である上杉昌隆氏及び戸谷英之氏につきましては、平成28年3月25日就任後の状況を記載しております。

## ③社外役員の報酬等の額

	人数	報酬等の額	当社の子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の額	7 名	百万円 18	百万円 —

(参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を含む)について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

**【独立役員の独立性要件】**

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

1. 以下のいずれにも該当しない者
  - (1) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
  - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
  - (3) 当社または当社子会社(以下、「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者またはその業務執行者
  - (4) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
  - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
  - (6) 最近1年間において、上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
  - (7) 次の①から③までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等以内の親族
    - ① 上記(1)から(6)に掲げる者
    - ② 当社の子会社の業務執行者
    - ③ 最近1年間において、②または当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことが出来ない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

- 注
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
  2. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を占めている企業をいう。
  3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

#### (2) 報酬等の額

(単位：百万円)

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

#### (3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### 5. 会社の体制及び方針

##### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

##### ①企業統治の体制の概要

当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。会社の機関の概要は以下の通りです。

a) 取締役会

取締役会は、複数（2名以上）の社外取締役によって構成すること及び社外取締役全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを取締役の構成方針としております。

平成29年3月9日現在、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の計6名（男性6名、女性0名）で構成されており、経営の透明性を確保すると共に、当社グループ経営全体に関わる執行状況の監督、グループ経営に必要なグループの全体最適化戦略の決定及びグループ共通課題への対処等、経営上の重要事項についての意思決定を行っております。

b) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員であり、独立性のある社外取締役3名（男性3名、女性0名）で構成されており、監査に関する重要事項についての意見交換、協議または決定を行っております。また、会計監査人とは適宜報告を受けるなどの連携を図っております。

c) 人事法務部長

会社運営の前提条件である法令遵守の精神をグループ企業全体に浸透、徹底させ、風土化すること、社会のルール、社内ルール遵守の風土化を推進しております。また、財務報告に係る内部統制システム／ガイドラインの改善・維持及びその有効性の評価及び情報セキュリティ体制整備を含む内部監査業務を通じた、グループの企業価値の向上を図っております。

d) 会計監査人

会計監査を担当する監査法人として、PwCあらた有限責任監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査について監査契約を締結しております。定期的な監査のほか会計上及び内部統制上の課題については随時確認を取るなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性確保に努めております。

(2) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、リスク管理体制という）を確保するため、次の措置をとる。

a) 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。

b) チーフエグゼクティブオフィサー（以下、CEOという）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。

また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。

② 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（①に記載のリスク管理体制と同義）を確保するため、次の措置をとる。

a) リスク管理最高責任者をCEOとし、リスク管理実務責任者として人事法務部長を配置する。

当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、人事法務部長がCEOの指示のもと、b) からg) の実務を統括する。

- b) 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
- c) リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- d) 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
- e) 取締役（監査等委員であるものを除く。）、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- f) 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。
- g) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

**③情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。**

- a) 人事法務部長は、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- b) 人事法務部長は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
  - ・株主総会議事録
  - ・取締役会議事録
  - ・計算書類
  - ・その他取締役会が決定する書類
- c) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、常時上記b)における文書等を閲覧できる。

**④当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。**

- a) 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
- b) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 当社は、グループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。グループ会社の各取締役（監査等委員であるものを除く。）は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。
- b) グループ会社の取締役、従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、人事法務部長に報告し、人事法務部長はCEOに報告する。人事法務部長はCEOの指示のもと、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また必要に応じて、CEOは取締役会に、人事法務部長は監査等委員会に報告する。
- c) 人事法務部長は、当社及びグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

⑥監査等委員監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。監査等委員補助者は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査等委員が行う。  
これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得る。
- b) 監査等委員補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- c) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。なお、当該事実を報告した当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員の秘匿性を確保し、当該事実を報告した者に対して当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- d) 内部通報制度の窓口を外部に設置する。内部通報制度を利用した者の秘匿性を確保し、内部通報制度を利用したことを理由として不利益な取扱をしない。また、内部通報制度の外部窓口は提供された情報を人事法務部長および常勤監査等委員に報告する体制を整備する。
- e) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- f) 監査等委員は、子会社の取締役会のほか、監査等委員が監査のために必要と判断する会議に出席できる。また、監査等委員が監査のために必要と判断する資料については閲覧することができる。
- g) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。
- h) 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑦反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 当社及びグループ会社は、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。
- b) 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。
- c) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。
- d) 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

⑧業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

当事業年度においては、監査等委員会設置会社への移行及び平成27年6月1日より適用された、コーポレートガバナンス・コード上の要請に対応するため、平成28年3月25日開催の取締役会において、新たな内部統制システムと「業務の適正を確保するための体制」の改正を決議いたしました。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取り組みの状況

- a) 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制の確保のための取り組みの状況

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項を取締役会の決議事項として取締役会規程に明文化し、取締役会において決議を行っております。取締役会は、独立社外取締役3名を含む取締役6名で構成されております。取締役会は12回開催し、決議事項についての審議及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の報告が行われ、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である独立社外取締役による活発な意見交換がなされており、意思決定及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督の実効性は確保されているものと考えております。

なお、当事業年度においては、平成28年3月25日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役会規程を改定いたしました。

また、同取締役会において、平成27年12月期に決議した取締役会規程の改定（関連当事者取引範囲の拡大）に則り、取締役及び主要株主と会社間の取引（これに準ずる取締役及び主要株主と子会社間の取引）を含む、関連当事者取引の報告をいたしました。

- b) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制を確保するための取り組みの状況

当社及びグループ会社では、リスク管理基本規程に則りエスカレーション

ルールを整備・運用しており、法令違反事項、リスクその他の重要事項、不祥事、事故が発生した場合にはリスクの重要性や、影響度に応じて必要部署に速やかに報告される体制を整備しております。特に重要性や、影響度の高い事項については人事法務部長が代表取締役社長CEOに報告すると共に、必要に応じて取締役会及び監査等委員会へ報告しております。

短期業務支援事業（労働者派遣事業、有料職業紹介事業）を事業の柱としている当社グループにおいては、労働者派遣法、職業安定法などの労働関係法令を遵守することが重要な経営課題であり、従業員に対する社内教育（コンプライアンス研修等）を継続的に実施することで、労働関係法令を正しく理解するとともに、法令遵守の必要性を十分に理解することの徹底を図っております。また、専任部署を設け、各グループ企業における業務の執行状況を定期的に監査することで、コンプライアンス違反や社内ルールを逸脱した運用が行われていないことを確認すると共に、業務プロセスに含まれるリスク（虚偽記載リスク、不正リスク）を特定し、リスクを低減するための内部統制を整備し、内部統制の運用状況監査を行うことで、業務プロセスの中に不正や誤りが生じていないかを確認しております。監査結果については、リスク管理実務責任者である人事法務部長が四半期に一度、取締役会へ報告しております。

c) 情報の保存及び管理に対する取り組みの状況

情報の保存及び管理のため、人事法務部長が文書管理規程を定め、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対し周知を行い、規程に則った文書の保管、管理を行っております。また、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員会からの保管文書の閲覧要求に直ちに対応できる体制を整備しております。

d) 当社及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われるための取り組みの状況

当社においては、取締役（監査等委員であるものを除く。）が事業計画を策定し、定期的に開催される取締役会において事業計画に対する実績の進捗状況の報告、分析を行うことで、監査等委員である独立社外取締役による取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督機能を強化しております。グループ会社に対しては、関係会社管理規程を整備し、当社代表取締役社長CEOが定期的にグループ会社の代表取締役から業務執行状況の報告を受けております。

e) 企業集団における業務の適正性確保のための取り組み状況

当社グループでは「フルキャストグループ社員行動憲章」を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底するとともに、「コンプライアンス研修」を継続的に実施することで法令遵守の必要性を十分に理解し、業務を行える体制を整備しております。

f) 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み状況

監査等委員会は、独立社外取締役3名で構成されています。監査等委員会は年6回開催され（監査等委員会設置会社への移行前に開催された監査役会を含みます）、取締役会に12回出席し、四半期毎に会計監査、及び金融商品

取引法（昭和23年法律第25号）上の内部統制報告制度における財務報告に係る内部統制の運用状況について、外部会計監査人から報告を受け、意見交換及び協議・決議を行っております。また、監査等委員の活動を支える体制として、監査等委員が求めた場合に、監査等委員補助者を設置すること、監査等委員補助者の人事評価については監査等委員会が行うこと、監査に必要な費用は当社が負担すること等、監査を適切に実施できる体制を整備しております。さらに、内部通報制度の通報窓口を委託している外部機関から、内部通報に寄せられた法令に違反する事実、会社に著しい影響を与える恐れのある事実が、常勤監査等委員に直接報告される体制を確立しております。

g) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

「フルキャストグループ社員行動憲章」に反社会的勢力との関係断絶を掲げると共に、取引契約書には反社会的勢力の排除条項を設け、当社及び取引先が反社会的勢力でないことの表明と確約を行っております。

また、反社会的勢力に関する情報について、社内はもとより外部専門機関の情報も活用し、必要に応じて相手方が反社会的勢力であるか否かの確認を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは現時点では、買収防衛策の効果をもたらすことを企図してとる方策については、特に定めておりません。

なお、このような方策を導入する際には、その必要性・合理性を真摯に検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主の皆様に対し十分な説明を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、調整後当期純利益(※1)に対する総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の充実化を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた調整後当期純利益に対する総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、調整後ROE(※2)20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。

当期の配当につきましては、前期比3円増配、配当予想比1円増配となる1株あたり21円の配当を通期で実施し、期末では1株につき11円の配当及び株式の取得価額の総額498百万円を上限に自己株式の取得を実施することを平成29年2月10日開催の取締役会で決議しております。その結果、平成28年12月期の調整後当期純利益に対する総還元性向は50.4%以上となる予定であります。

※1：調整後当期純利益は、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた親会社株主に帰属する当期純利益を言います。

※2：調整後ROEとは、調整後当期純利益を基に算定したROEを言います。

---

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
[流 動 資 産]	[ 10,875]	[流 動 負 債]	[ 3,428]
現金及び預金	6,963	支払手形及び買掛金	8
受取手形及び売掛金	3,107	短期借入金	1,008
商 品	5	1年内返済予定の 長期借入金	5
貯 蔵 品	10	未 払 金	589
繰延税金資産	332	未 払 費 用	799
そ の 他	476	未 払 法 人 税 等	194
貸倒引当金	△17	未 払 消 費 税 等	585
[固 定 資 産]	[ 2,396]	そ の 他	240
(有形固定資産)	( 846)	[固 定 負 債]	[ 572]
建物及び構築物	346	長期借入金	72
機械装置及び運搬具	2	退職給付に係る負債	432
工具、器具及び備品	209	資産除去債務	48
土 地	257	繰延税金負債	6
建設仮勘定	32	そ の 他	15
(無形固定資産)	( 354)	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,000</b>
ソフトウェア	333	<b>純資産の部</b>	
そ の 他	22	[株 主 資 本]	[ 9,174]
(投資その他の資産)	( 1,196)	( 資 本 金 )	( 2,780)
投資有価証券	644	( 資 本 剰 余 金 )	( 2,006)
差入保証金	308	( 利 益 剰 余 金 )	( 4,488)
繰延税金資産	191	( 自 己 株 式 )	( △100)
そ の 他	58	[その他の包括利益累計額]	[ 27]
貸倒引当金	△6	(その他有価証券評価差額金)	( 27)
		[非支配株主持分]	[ 71]
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,272</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,272</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>13,272</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(自平成28年1月1日  
至平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
〔売 上 高〕		25,340
〔売 上 原 価〕		16,083
売 上 総 利 益		9,258
〔販売費及び一般管理費〕		6,376
営 業 利 益		2,882
〔営業外収益〕		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	160	
未 払 金 取 崩 益	1	
そ の 他	11	174
〔営業外費用〕		
支 払 利 息	7	
破 損 補 償 費	4	
和 解 金	9	
違 約 金	7	
障 害 者 雇 用 納 付 金	10	
そ の 他	18	56
経 常 利 益		3,001
〔特別利益〕		
収 用 補 償 金	21	
そ の 他	4	25
〔特別損失〕		
固 定 資 産 除 却 損	18	
事 務 所 移 転 費 用	12	
そ の 他	1	31
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,995
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	534	
法 人 税 等 調 整 額	△66	468
当 期 純 利 益		2,527
非支配株主に帰属する当期純損失		2
親会社株主に帰属する当期純利益		2,529

## 連結株主資本等変動計算書

(自平成28年1月1日  
至平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	2,780	2,006	2,727	—	7,513
当期変動額					
剰余金の配当			△768		△768
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,529		2,529
自己株式の取得				△100	△100
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,761	△100	1,661
当期末残高	2,780	2,006	4,488	△100	9,174

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	17	17	—	7,530
当期変動額				
剰余金の配当				△768
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,529
自己株式の取得				△100
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	10	10	71	81
当期変動額合計	10	10	71	1,742
当期末残高	27	27	71	9,272

# 連 結 注 記 表

## 〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数	8社	株式会社フルキャスト
		株式会社トップスポット
		株式会社フルキャストアドバンス
		株式会社フルキャストビジネスサポート
		株式会社おてつだいネットワークス
		株式会社ワークアンドスマイル
		株式会社ディメンションポケット
		株式会社フルキャストシニアワークス

株式会社ワークアンドスマイル及び株式会社フルキャストシニアワークスについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社ディメンションポケットについては、当連結会計年度において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 2社 株式会社エフブレイン  
株式会社ビート

株式会社ビートについては、当連結会計年度において株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

- (2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社は、決算日が異なるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ディメンションポケットの決算日は、1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・貯蔵品……………先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～40年
機械装置及び運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。ただし、重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

④連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

5. 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

## 〔会計方針の変更に関する注記〕

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6百万円減少しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 〔表示方法の変更に関する注記〕

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「違約金」(前連結会計年度1百万円)及び「障害者雇用納付金」(前連結会計年度7百万円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## 〔追加情報〕

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は当連結会計年度より、連結納税制度を適用しております。

## 〔連結貸借対照表に関する注記〕

### 担保資産

長期借入金46百万円、一年以内返済予定の長期借入金3百万円の担保に供しているものは、次のとおりであります。

建物及び構築物	95	百万円
土地	22	
計	117	百万円

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

654百万円

## 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	38,486,400	—	—	38,486,400
合計	38,486,400	—	—	38,486,400

### 2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年2月12日 取締役会	普通株式	385	10.00	平成27年12月31日	平成28年3月11日
平成28年8月5日 取締役会	普通株式	383	10.00	平成28年6月30日	平成28年9月5日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	422	11.00	平成28年12月31日	平成29年3月10日

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。

#### (3) 金融商品のリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービス事業を展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社財務課ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、CMSによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,963	6,963	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,107	3,107	—
(3) 投資有価証券	40	40	—
(4) 差入保証金	308	308	0
資産計	10,418	10,418	0
(5) 短期借入金	1,008	1,008	—
(6) 未払金	589	589	—
(7) 未払費用	799	799	—
(8) 未払消費税等	585	585	—
(9) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	77	75	△2
負債計	3,057	3,055	△2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

### 負 債

- (5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払費用並びに (8) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額604百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内 (百万円)	1年超 5年内 (百万円)	5年超 10年内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,963	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,107	—	—	—
合計	10,070	—	—	—

### 4. 借入金の返済予定額

	1年内 (百万円)	1年超 2年内 (百万円)	2年超 3年内 (百万円)	3年超 4年内 (百万円)	4年超 5年内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,008	—	—	—	—	—
長期借入金	5	5	5	5	5	51
合計	1,013	5	5	5	5	51

### [1株当たり情報に関する注記]

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 239円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 65円92銭  |

### [重要な後発事象に関する注記]

#### (自己株式の取得)

当社は、平成29年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

#### 1. 理由

機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主への利益還元の充実を図ると共に、資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うものであります。

#### 2. 取得する株式の種類：普通株式

#### 3. 取得する株式の数：574,200株(上限)

#### 4. 株式取得価額の総額：498百万円(上限)

#### 5. 自己株式取得の期間：平成29年2月13日から平成29年3月23日まで

#### 6. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(株式取得による持分法適用関連会社の子会社化)

当社は、平成29年1月26日開催の取締役会において、株式会社エフブレインの株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エフブレイン  
事業の内容 コールセンター事業など

② 企業結合を行った主な理由

当社グループの主要である短期業務支援事業における人材サービスやBPO 関連サービスとの親和性が高く、同社を当社グループの連結子会社とすることにより、強固な資本関係のもと今後の成長戦略の強化、双方の経営資源の円滑な相互活用、一層の経営基盤の安定化及び今後の収益拡大を目指すことを目的として株式を取得したものであります。

③ 企業結合日

平成29年1月26日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得。

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 23.8%  
企業結合日に追加取得した議決権比率 54.4%  
取得後の議決権比率 78.2%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式の取得により、当社が議決権の78.2%を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた普通株式の企業結合日における時価	524百万円
追加取得した普通株式の対価	1,198百万円
取得原価	1,722百万円

(3) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得による差益 167百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 6百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

547百万円

② 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,830百万円
固定資産	450百万円
資産合計	2,280百万円
流動負債	743百万円
固定負債	35百万円
負債合計	778百万円

## (株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与)

当社は、平成29年2月10日開催の当社取締役会において、取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的に、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成29年3月24日開催予定の当社第24期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 1. 株式報酬型ストックオプション制度の概要

当社取締役(監査等委員である取締役を除く)に対し、株式1株当たりの行使価額を1円とするストックオプションを割り当てます。本株式報酬型ストックオプションについては、平成29年3月24日開催予定の当社第24期定時株主総会に付議いたします。

なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりとします。

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式96,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

#### (2) 新株予約権の総数

960個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

#### (3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から4年を経過した日より30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要するものとする。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ③ その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(8)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

## (ストックオプション(新株予約権)の付与)

当社は、平成29年2月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成29年3月24日開催予定の当社第24期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社完全子会社従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

### 2. 新株予約権の発行要領

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社完全子会社従業員

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 19,200株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

192個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から4年を経過した日より30年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社社会の従業員としての地位を有していることを要する。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である平成32年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 〔その他の注記〕

### (企業結合等関係)

取得による企業結合

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ディメンションポケット

事業の内容 ホテル、ロジベンション等宿泊施設の開発、経営、建設、販売等

##### ② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、成長性が見込める新規分野への参入を含めた事業の多角化を実現するとともに、人材不足の顕著な業界に当社グループの強みである既存の人材サービスを組み合わせることにより、業務上のシナジー効果を創出し、更なる事業の拡大と企業価値の向上を図ることを目的として株式を取得したものであります。

##### ③ 企業結合日

平成28年8月10日

##### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得。

##### ⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

##### ⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 1%

企業結合日に追加取得した議決権比率 67%

取得後の議決権比率 67%

##### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式の取得により、当社が議決権の67%を取得したことによるものであります。

#### (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年8月1日から平成28年10月31日

#### (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金および預金

163百万円

---

取得原価

163百万円

#### (4) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザー費用等

6百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

14百万円

② 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため発生時に一括償却しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	60百万円
固定資産	263百万円
<hr/>	
資産合計	323百万円
流動負債	19百万円
固定負債	82百万円
<hr/>	
負債合計	101百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計

算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
〔流動資産〕	〔 6,523〕	〔流動負債〕	〔 1,517〕
現金及び預金	3,971	短期借入金	1,000
貯蔵品	6	未払金	133
前払費用	80	未払費用	252
関係会社短期貸付金	819	未払法人税等	24
未収入金	1,160	未払消費税等	59
繰延税金資産	246	預り金	48
その他	242	前受収益	2
〔固定資産〕	〔 1,830〕	その他	0
（有形固定資産）	（ 196）	〔固定負債〕	〔 377〕
建物	34	長期預り保証金	7
工具、器具及び備品	162	退職給付引当金	349
（無形固定資産）	（ 297）	資産除去債務	20
ソフトウェア	297	負債合計	1,894
その他	0	<b>純資産の部</b>	
（投資その他の資産）	（ 1,337）	〔株主資本〕	〔 6,447〕
投資有価証券	36	（資本金）	（ 2,780）
関係会社株式	1,056	（利益剰余金）	（ 3,767）
出資金	0	利益準備金	223
差入保証金	63	その他利益剰余金	3,544
保険積立金	3	繰越利益剰余金	3,544
長期前払費用	21	（自己株式）	（ △100）
繰延税金資産	158	〔評価・換算差額等〕	〔 12〕
		（その他有価証券評価差額金）	（ 12）
		純資産合計	6,460
資産合計	8,353	負債及び純資産合計	8,353

# 損 益 計 算 書

(自平成28年1月1日  
至平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]		4,264
[営業費用]		1,983
営 業 利 益		2,281
[営業外収益]		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	1	
不 動 産 賃 貸 料	16	
設 備 賃 貸 料	2	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	42	
そ の 他	2	74
[営業外費用]		
支 払 利 息	7	
減 価 償 却 費	3	
不 動 産 賃 貸 原 価	16	
障 害 者 雇 用 納 付 金	7	
そ の 他	1	34
経 常 利 益		2,320
[特別利益]		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
[特別損失]		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	9	11
税 引 前 当 期 純 利 益		2,310
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△231	
法 人 税 等 調 整 額	△26	△257
当 期 純 利 益		2,567

## 株主資本等変動計算書

（自平成28年1月1日）  
（至平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	2,780	146	1,822	1,968	—	4,748
当期変動額						
剰余金の配当			△768	△768		△768
利益準備金の積立		77	△77	—		—
当期純利益			2,567	2,567		2,567
自己株式の取得					△100	△100
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	77	1,722	1,799	△100	1,699
当期末残高	2,780	223	3,544	3,767	△100	6,447

	評価・換算 差額等		純資産 合計
	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	8	8	4,757
当期変動額			
剰余金の配当			△768
利益準備金の積立			—
当期純利益			2,567
自己株式の取得			△100
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	4	4	4
当期変動額合計	4	4	1,703
当期末残高	12	12	6,460

# 個別注記表

## 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

#### ②無形固定資産……………ソフトウェア

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

## 〔会計方針の変更に関する注記〕

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 〔追加情報〕

(連結納税制度の適用)

当社は当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記したものを除く)	
短期金銭債権	1,185百万円
短期金銭債務	20百万円
長期金銭債務	7百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	335百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引	
営業収益	4,264百万円
営業費用	112百万円
営業取引以外の取引高	28百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	—	148,500	—	148,500
合計	—	148,500	—	148,500

(変動事由の概要)

平成28年2月12日の取締役会決議による自己株式の取得	148,500株
-----------------------------	----------

## 〔税効果会計に関する注記〕

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	293百万円
関係会社株式評価損	490
法人税法上の子会社株式譲渡益	50
退職給付引当金	107
投資有価証券評価損	8
その他	17
繰延税金資産小計	965
評価性引当額	△556
繰延税金資産合計	409
繰延税金負債	
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△5
繰延税金資産の純額	404百万円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.9%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 割合(被 所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高	
子会社	㈱フルキャスト	東京都品川区	資本金 80	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料 (注1)	1,061	未収入金	1,005	
							関係会社 受入手数料	1,140			
							出向料の受取	1,632			
							連結納税に伴 う受取予定額 (注3)	438	関係会社 短期貸付金		
							配当の受取	1,524			—
							資金貸付 (注2)	1,400			900
							資金回収 (注2)	900			9
利息の発生 (注2)	9	—									
子会社	㈱トップスポ ット	東京都品川区	資本金 80	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料 (注1)	104	未収入金	92	
							関係会社 受入手数料	108			
							出向料の受取	163			
							連結納税に伴 う受取予定額 (注3)	35			
子会社	㈱おてつだい ネットワーク ス	東京都品川区	資本金 50	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	運転資金貸借 経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料 (注1)	13	未収入金	10	
							関係会社 受入手数料	3			
							出向料の受取	32			
							連結納税に伴 う受取予定額 (注3)	5	関係会社 短期貸付金		
							資金貸付 (注2)	6			20
							資金回収 (注2)	20			1
							利息の発生 (注2)	1			—
子会社	㈱ディメンシ ョンポケット	沖縄県 国頭郡	資本金 136	ホテル・レ ストラン経 営、開発販 売等	所有 直接 67%	運転資金貸借 経営指導	資金貸付 (注2)	260	関係会社 短期貸付金	260	
							利息受取 (注2)	1	前受利息	0	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており  
ます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社グループの算定基準により算定しております。

(注2) 子会社との資金の貸借につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており  
ます。

(注3) 連結納税制度による連結法人税の受取予定額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	168円49銭
2. 1株当たり当期純利益	66円92銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

〔その他の注記〕

(企業結合等関係)

連結計算書類「連結注記表 その他の注記」に記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

株式会社フルキャストホールディングス  
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池之上孝幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年1月26日付で株式会社エフブレインの株式を取得し、同社を子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池之上孝幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年1月26日付で株式会社エフプレインの株式を取得し、同社を子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月23日

株式会社フルキャストホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 佐々木 孝 二 ㊟

監 査 等 委 員 上 杉 昌 隆 ㊟

監 査 等 委 員 戸 谷 英 之 ㊟

(注) 監査等委員佐々木孝二、上杉昌隆及び戸谷英之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の通り改めたいと存じます。

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成27年9月30日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」により、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 平成28年8月10日付で株式会社ディメンションポケッツの株式を取得したことにより、同社は連結子会社となったため、現行定款第2条(目的)に子会社目的事項を追加するものであります。
- (3) 平成29年1月26日付で株式会社エフプレインの株式を取得したことにより、同社及び同社100%子会社である株式会社エムズラインが連結子会社となったため、現行定款第2条(目的)に子会社目的事項を追加するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>1. 一般労働者派遣事業</p> <p><u>2. 特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>3. 経営コンサルタント業務</u></p> <p><u>4. 情報の処理、提供サービス業務</u></p> <p><u>5. 一般貨物自動車運送業</u></p> <p><u>6. 一般区域貨物自動車運送業</u></p> <p><u>7. 運送業における梱包および仕分け作業の請負</u></p> <p><u>8. 運送業における積み込みおよび積み降ろし作業の請負</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>1. 労働者派遣事業 (削除)</p> <p><u>2. 経営コンサルタント業務</u></p> <p><u>3. 情報の処理、提供サービス業務</u></p> <p><u>4. 一般貨物自動車運送業</u></p> <p><u>5. 一般区域貨物自動車運送業</u></p> <p><u>6. 運送業における梱包および仕分け、<u>積み込みおよび積み降ろし</u>作業の請負</u> (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
9. 倉庫業における入出庫作業および管理業務の請負	7. 倉庫業における入出庫作業および管理業務の請負
10. ディスプレイ業における展示什器の運搬、搬入および組立設置作業の請負	8. ディスプレイ業における展示什器の運搬、搬入および組立設置作業の請負
11. イベント運営作業の請負	9. <u>各種イベントの企画、製作および実施ならびにイベント運営作業の請負</u>
12. 家庭用電気製品の組立作業の請負	10. 家庭用電気製品の組立作業の請負
13. 商品の受渡し契約に関する事務の代行業務	11. 商品の受渡し契約に関する事務の代行業務
14. 電子機器、通信機器設置請負業務	12. 電子機器、通信機器設置請負業務
15. 広告の企画、制作、代理業	13. 広告の企画、制作、代理業
16. 飲食店の経営	14. 飲食業
17. 建築工事業	15. 建築工事業
18. 総合警備保障業務	16. 総合警備保障業務
19. 有料職業紹介事業	17. 有料職業紹介事業
20. コンピュータソフトウェアの開発、技術提供ならびに検査、品質評価業務	18. コンピュータソフトウェアの開発、技術提供ならびに検査、品質評価業務
21. 市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負	19. 市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負
22. 金融業	20. 金融業
23. 前各号に附帯または関連する物品の製造、販売および輸出入業	(削除)
24. 前各号に関連する役務の提供	(削除)
25. 前各号の営業を行う者に対する投資	(削除)
26. <u>アパレル製品の企画、製造の請負並びに受託販売</u>	21. <u>アパレル製品の企画、製造の請負ならびに受託販売</u>
27. 紙、段ボール製造の請負	22. 紙、段ボール製造の請負
28. 化学繊維製造の請負	23. 化学繊維製造の請負
29. 合成ゴム製造の請負並びに受託販売	24. 合成ゴム製造の請負ならびに受託販売
30. 工業用プラスチック製品製造の請負	25. 工業用プラスチック製品製造の請負
31. 自動車部品、電子部品等の工業用プラスチック材料の製造の請負	26. 自動車部品、電子部品等の工業用プラスチック材料の製造の請負
32. 工作機械の製造の請負	27. 工作機械の製造の請負
33. 自動車および自動車部品の製造の請負ならびに受託販売	28. 自動車および自動車部品の製造の請負ならびに受託販売
34. <u>電子機器用、通信機器用部分品の製造の請負ならびに受託販売</u>	(削除)
35. 冷凍機、各種自動販売機、厨房用電気機械、家庭用電気機械およびこれらの部品の製造および組立作業の請負ならびに受託開発	29. 冷凍機、各種自動販売機、厨房用電気機械、家庭用電気機械およびこれらの部品の製造および組立作業の請負ならびに受託開発

現 行 定 款	変 更 案
3 6. 冷凍食品、レトルト食品、酒類、清涼飲料、菓子および水産食料品の製造の請負ならびに受託販売	3 0. 冷凍食品、レトルト食品、酒類、清涼飲料、菓子および水産食料品の製造の請負ならびに受託販売
3 7. 輸送用機器および同部分品の設計、開発ならびに品質評価業務	3 1. 輸送用機器および同部分品の設計、開発ならびに品質評価業務
3 8. 文章作成の請負、計算事務の請負、コンピュータシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の請負	3 2. 文章作成の請負、計算事務の請負、コンピュータシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の請負
3 9. <u>コンピュータ機器の設計、製造および販売</u>	3 3. <u>通信機器、電気機器、コンピュータおよびそれらの部品、関連・周辺機器、ソフトウェアならびにシステムの開発、設計、制作、製造、販売、管理、リース、賃貸、保守およびその受託ならびに輸出入</u>
4 0. 産業用運搬機械、風水力機械、油圧機器の設計、製造ならびに検査、メンテナンス業務	3 4. 産業用運搬機械、風水力機械、油圧機器の設計、製造ならびに検査、メンテナンス業務
4 1. 医療施設の管理および運営業務	3 5. 医療施設の管理および運営業務
4 2. 半導体製造装置、半導体検査装置、半導体素子、液晶製造装置、液晶検査装置の製造、販売、輸出入およびそのメンテナンス業務	3 6. 半導体製造装置、半導体検査装置、半導体素子、液晶製造装置、液晶検査装置の製造、販売、輸出入およびそのメンテナンス業務
4 3. 半導体および液晶製造設備に使用される部品、材料の仕入販売および輸出入	3 7. 半導体および液晶製造設備に使用される部品、材料の仕入販売および輸出入
4 4. 半導体に関する技術コンサルティング	3 8. 半導体に関する技術コンサルティング
4 5. 国際品質管理標準の認証取得のための指導、教育	3 9. 国際品質管理標準の認証取得のための指導、教育
4 6. インターネットの接続に関する業務	4 0. インターネットの接続に関する業務
4 7. インターネット等のホームページの企画、立案、制作および管理 (新設)	4 1. インターネット等のホームページの企画、立案、制作および管理 4 2. <u>インターネットによる各種商品の通信販売、情報提供に関する業務</u>
4 8. コンピュータ技術者の教育および研修業務	4 3. コンピュータ技術者の教育および研修業務
4 9. 情報通信機器の調整および据付工事	4 4. 情報通信機器の調整および据付工事 (削除)
5 0. <u>電気・情報通信製品の製造販売</u>	4 5. 電気・電気通信工事の設計・施工
5 1. 電気・電気通信工事の設計・施工 (新設)	4 6. <u>電気通信事業のコンサルタント業務ならびに附帯する設備の販売、リースおよび保守</u>
5 2. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋および管理受託	4 7. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋および管理受託ならびに <u>コンサルティング</u>
5 3. ビル等の受付・案内業務および電話交換業務の受託	4 8. ビル等の受付・案内業務および電話交換業務の受託

現 行 定 款	変 更 案
5 4. 能力開発のための人材教育・育成のコンサルタント業務	4 9. 能力開発のための人材教育・育成のコンサルタント業務
5 5. 再就職支援のためのコンサルタント業務	5 0. 再就職支援のためのコンサルタント業務
5 6. 事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理請負	5 1. 事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理請負
5 7. 各種代行業務	5 2. 各種代行業務
5 8. 人事労務管理および福利厚生に関する事業	5 3. 人事労務管理および福利厚生に関する事業
5 9. テレマーケティング業務	5 4. テレマーケティング業務
6 0. コールセンターの運営およびオペレーターの教育	5 5. コールセンターの運営およびオペレーターの教育
6 1. <u>パチンコとスロットマシンの中古機器の</u> <u>販売ならびに売買の仲介</u>	(削除)
6 2. <u>遊技機の部品および遊技場に提供する備</u> <u>品の販売ならびに通信販売</u>	5 6. <u>遊技機、中古遊技機およびその部品、周</u> <u>辺機器の販売ならびに売買の仲介</u>
6 3. 信用調査・保証業務	5 7. 信用調査・保証業務
6 4. 総合リース業 (新設)	5 8. 総合リース業
(新設)	5 9. <u>ホテル、ロジ、ペンション等宿泊施設</u> <u>の開発、経営、建設、販売</u>
(新設)	6 0. <u>マリレジャー用品・アウトドアレジャ</u> <u>ー用品の輸入、販売、開発および企</u> <u>画・制作、修理、賃貸</u>
(新設)	6 1. <u>旅行業および旅行業者代理</u>
(新設)	6 2. <u>移動体通信機器およびその付属品の販売</u> <u>ならびに契約の取次</u>
(新設)	6 3. <u>ウォーターサーバー・オフィスドリンク</u> <u>サービスの契約取次業務</u>
(新設)	6 4. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に</u> <u>関する業務</u>
(新設)	6 5. <u>OA 機器および周辺機器の販売、リース</u> <u>および保守</u>
(新設)	6 6. <u>芸能プロダクションの経営</u>
(新設)	6 7. <u>古物品の売買、販売代行および仲介業務</u>
(新設)	6 8. <u>エコ商品に関する施工および販売</u>
(新設)	6 9. <u>予防医療に関するコンサルティング</u>
(新設)	7 0. <u>美容関連商品、健康食品およびサプリメント</u> <u>の研究開発、製造および販売</u>
(新設)	7 1. <u>有価証券の保有および売買</u>
(新設)	7 2. <u>企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、</u> <u>業務提携および合併に関する斡旋ならび</u> <u>に仲介</u>
(新設)	7 3. <u>資産運用に関するコンサルティング</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>74.</u> スポーツジムの経営、開発およびコンサルティングならびに関連商品の開発、販売
(新設)	<u>75.</u> 前各号に附帯または関連する物品の製造、販売および輸出入業
(新設)	<u>76.</u> 前各号に関連する役務の提供
(新設)	<u>77.</u> 前各号の営業を行う者に対する投資
② 前号1. ないし <u>64.</u> の各事業を自ら営むこと	② 前号1. ないし <u>77.</u> の各事業を自ら営むこと
③ 金銭の貸付または金銭の貸借の媒介	③ 金銭の貸付または金銭の貸借の媒介
④ 前各項および第1項の各号に付帯関連する業務	④ 前各項および第1項の各号に付帯関連する業務
第3条～第42条 (条文省略)	第3条～第42条 (現行どおり)

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）  
 全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、  
 取締役4名（3名の再任、1名の新任）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">ひらの たけひと 平野 岳史 (昭和36年8月25日生) (55歳)</p>	<p>昭和59年4月 株式会社ハーベストフューチャーズ入社</p> <p>平成2年9月 株式会社リゾートワールド(現株式会社フルキャストホールディングス)設立 代表取締役社長</p> <p>平成18年7月 株式会社フルキャストマーケティング(現株式会社エフブレイン) 代表取締役社長(現任)</p> <p>平成19年9月 当社取締役</p> <p>平成20年12月 株式会社フルキャストテクノロジー(現株式会社夢テクノロジー) 取締役</p> <p>平成21年12月 当社取締役相談役</p> <p>平成27年3月 当社取締役会長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社エフブレイン代表取締役社長</p>	-株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平野岳史氏は、同氏が有する創業者及び経営者としての豊富な経験と、人材業界を始めとする幅広い知見を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 平野岳史氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 平野岳史氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
3. 平野岳史氏とは、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結しておりません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さか まき かず き 坂 卷 一 樹 (昭和45年9月30日生) (46歳)</p>	<p>平成元年4月 株式会社エーアイ通商入社</p> <p>平成7年2月 株式会社フルキャスト(現 株式会社フルキャストホールディングス)入社</p> <p>平成17年10月 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト)代表取締役</p> <p>平成19年10月 株式会社フルキャスト執行役員業務推進部長</p> <p>平成20年10月 同社執行役員東海・関西営業部長</p> <p>平成21年6月 同社代表取締役</p> <p>平成23年12月 当社取締役</p> <p>平成25年1月 株式会社フルキャスト代表取締役社長(現任)</p> <p>平成26年1月 当社代表取締役社長CEO(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社フルキャスト代表取締役社長</p>	93,464株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>坂卷一樹氏は、業務執行取締役として、取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、中期経営計画を策定の上、計画1年目である平成28年12月期においては業績を堅調に進捗させることで、持続的な企業価値の向上に寄与しております。これらのことから、同氏が引き続き代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 坂卷一樹氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 坂卷一樹氏の所有する当社株式の数には、フルキャストホールディングス役員持株会における持分を含めた実質持ち株数を記載しております。
3. 坂卷一樹氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いし かわ たか ひろ 石川 敬 啓 (昭和42年7月22日生) (49歳)</p>	<p>平成2年9月 株式会社リゾートワールド(現株式会社フルキャストホールディングス)専務取締役</p> <p>平成12年9月 株式会社フルキャストファクトリー代表取締役</p> <p>平成18年4月 株式会社フルキャストセントラル代表取締役</p> <p>平成24年1月 株式会社スタートライン取締役(現任)</p> <p>平成24年5月 株式会社ビート代表取締役(現任)</p> <p>平成26年12月 株式会社ビートテック代表取締役(現任)</p> <p>平成28年3月 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>株式会社ビート代表取締役会長 株式会社ビートテック代表取締役 株式会社スタートライン取締役</p>	154,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石川敬啓氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 石川敬啓氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石川敬啓氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 石川敬啓氏とは、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結しておりません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">かいづかしろう 貝塚志朗 (昭和36年10月3日生) (55歳)</p>	<p>平成2年9月 株式会社リゾートワールド（現当社）専務取締役</p> <p>平成14年5月 株式会社フルキャストテクノロジー（現株式会社夢テクノロジー）代表取締役</p> <p>平成14年10月 有限会社インタービズ取締役（現任）</p> <p>平成22年2月 株式会社リアヴィオ代表取締役（現任）</p> <p>平成25年9月 株式会社ディメンションポケット代表取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 合同会社ワンスイート代表社員（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ディメンションポケット代表取締役 合同会社ワンスイート代表社員 有限会社インタービズ取締役 株式会社リアヴィオ代表取締役</p>	175,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>貝塚志朗氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を有しており、会社法で規定する社外取締役には該当しないものの、当社にとって有用な助言をいただけるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 当社は株式会社ディメンションポケットに対し、資金の貸付を行っております。
2. 貝塚志朗氏の選任が承認された場合においても、同氏との間で定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約の締結は行いません。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

当社は、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、当社の業績と株式価値の連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的に、当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案について同じです。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することといたしたいと存じます。

取締役の報酬等の額につきましては、平成28年3月25日開催の第23期定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該報酬等の額の範囲内で、当社取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

現在の監査等委員である取締役3名を除く取締役の員数は3名であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役3名を除く取締役の員数は4名となります。

当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりといたしたいと存じます。

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式96,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の

付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

960個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から4年を経過した日より30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要するものとする。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ③ その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

#### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社完全子会社従業員に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社完全子会社従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の発行要領

###### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社完全子会社従業員

###### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式19,200株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の総数  
192個を上限とする。
- (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭  
本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日の翌日から4年を経過した日より30年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社子会社の従業員の地位を有していることを要する。
  - ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である平成32年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得の事由及び条件  
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第

416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（８）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件  
上記（１０）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社完全子会社の取締役及び監査役に対し105,600株相当及び当社完全子会社の従業員に対し19,200株相当を付与する予定であり、合計220,800株相当を将来、新株として発行する可能性があります。この場合の発行済株式総数に対する希薄化率は0.57%です。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝浦三丁目16番18号

ホテルJALシティ田町 B1階 鳳凰



### 交通のご案内

JR山手線・京浜東北線「田町駅」より 徒歩8分

都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」出口A4より 徒歩12分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮願います。